

原発被災地における 「復興計画」支援



間野 博氏

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター(FURE)
特任研究員



筆者は、双葉町の復興推進委員会委員長、浪江町復興推進課アドバイザーなど、自治体の復興計画・復興事業を支援している。そこから見えてきたことを述べてみたい。

1. 原発被災地の復興計画の難しさとの必要性

筆者の専攻である都市計画学において、都市計画の策定とは大ざっぱに言うと、①人(法人を含む)の数とタイプ、②人々の需要、③需要に応える供給、④供給を受け止める「場」の「予測」と、それに基づく「意思」による将来像を、⑤それぞれの実現可能性を検証して、決定するということである。

ところが、避難指示区域では、除染は遅れ、避難指示解除の見通しが立たない。しかも、放射線に対する不安の個人差、原発事故・津波被災のPTSD(心的外傷後ストレス障害)、過疎化の加速化等による、帰還人口の激減の恐れもある。このようなことをはじめとして、いずれも予測が難しく、計画作成の入り口で立ち往生しているのである。

しかし、被災者が避難している以上、帰還するか、移住するかにかかわらず、安定した居場所を確保しなければならない。その判断のためには、復興計画が必要である。

ほかにも「復興計画」が必要な理由には、①自治体の将来像を示し、避難住民に希望を与える、②全体像を明らかにすることによって、庁内関係課や復興を担う主体が足並みをそろえることができる、③国の復興予算確保、などがある。

復興計画は作らないわけにはいかないのである。

2. 原発被災地における復興計画の特異性

しかし、いざ復興計画を策定しようとする、通常の都市計画と異なる点が多くあることが分かる。

①「場」(=行政区域)と「人」(=帰還住民+行政区域外に住む避難住民)の不一致、②行政区域内と外(避難先)、両方の計画が必要、③小自治体で帰還人口が期待できない場合、自治体存続を賭けた計画となる、④計画条件の変化、避難指示解除の時期等、ステップに応じた段階的計画が必要、⑤全住民は避難から四年もたち、元のまちの状態も変わっている、新都市建設ではないが、「0」からのまちづくりとなる、⑥近々帰還できる自治体と帰還が遠い先になる自治体では、計画の意味と内容が異なる、など。

3. プランニング課題

このような中での復興計画策定で心掛けなければならないことは、①大災害の復興で陥りやすい、過大計画の防止、②離れ離れで、集まるのも大変な住民の計画参画、③職員が少なく、事業経験の少ない小自治体のマンパワー強化、④復興のための制度と財源を担当する、国・県の積極的関与、⑤こうした諸相を踏まえた、新しい都市計画技法の開発、等が必要である。

特に、これから本格化する原発被災地の復興には、岩手県・宮城県とは異なる国のスタンスが求められる。小自治体が多い原発被災地の実情に照らして、国・県が、自治体の声に応え、適切な制度活用、制度改革や財源確保など、積極的に支援することが、ぜひとも必要である。